

NEWS LETTER

Vol.29

お客さまとともに

2016年5月号

無料相談実

中小企業の採用と これからの人材は



3月27日(日)
セカンドライフ&終活フェアの様子



CONTENTS

中小企業の採用とこれからの人材は

- ・徳島元気塾 質疑応答会より

人材活用に使える助成金

- ・正社員・パート編
- ・パート編
- ・数字でみる人材活用

その他

- ・お仕事リスト
- ・お仕事カレンダー
- ・開催セミナー

株式会社マネジメント・スタッフ
税理士法人アクセス
社会保険労務士法人アクセス
川人行政書士事務所
株式会社徳島経理代行センター
有限会社エムエスサービス

【徳島本社】
〒770-0051
徳島市北島田町1丁目3番地3
TEL 088-631-8119
FAX 088-632-6543

【吉野川支店】
〒776-0005
吉野川市鴨島町喜来字宮北485番地1
TEL 0883-26-0182
FAX 0883-26-0187

中小企業の採用とこれからの人材は

中小企業の人材不足をどう考えるか、徳島元気塾講師井崎貴富先生にお答えいただいた。

※3月9日開催 質疑応答会より



徳島元気塾講師 井崎 貴富 プロフィール

1972年 三菱系商社に入社。
5年後同社退職。

大分県へUターン。多くのチェーンストア、経営者に影響を与えた、日本リテイリングセンター渥美俊一氏の率いるベガサスクラブにて、10年間にわたって徹底的に経営の原理原則を学び続ける。その間、経営に携わった地元企業で業態転換を推進し、約8年間で100倍の規模へ導く。(現在、当該企業は380億円に成長中)

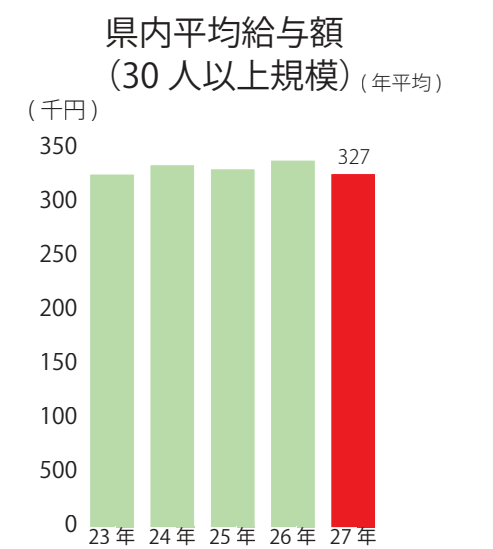
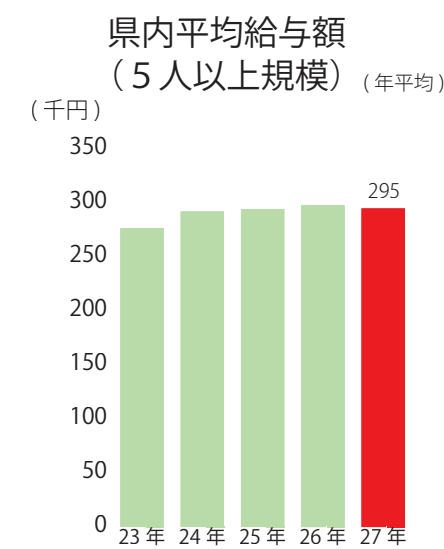
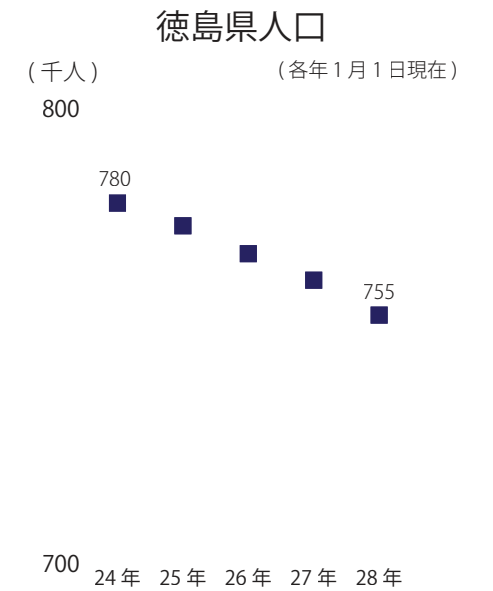
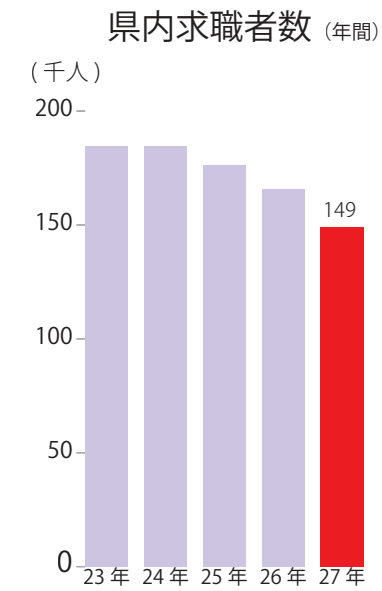
1986年 中小企業の経営コンサルティング活動を開始。

同2001年 地方中小企業の成長推進のための経営セミナー『元気塾』および『革真塾』を開始。豊富な渡米歴をベースに、論理性重視の『原理原則』論を展開。

徳島元気塾 スケジュール

17:15-17:45 質疑応答会
18:00-19:15 本講座前半
19:30-20:45 本講座後半

統計でみる人材関連の数字



徳島県統計戦略課「毎月勤労統計調査」より作成

- 慢性的な人材不足です。採用したいと思ひ募集しても人が来ません。

人材採用に成功している中小企業はどのような取り組みを行っているのですか？

要因は大きく二つ ひとつは人口の減少

- 井崎 もう、来ないですよ。この人の言うとおりになんです。募集してもどこも来ないですよ。

ふたつ大きく理由があって、まず、人口が減っている。日本全国で毎年70万人減っています。現在、8時間労働者の人口は、国内で6,222万人。分かりやすく言うと、人口の半分が働いているんです。そのなかで70万人減ということは、毎年35万人の労働者人口が減るということです。そのうち、中小企業にはだれも来ない。もうそれは今、始まっているんです。

もうひとつの要因 ... 同じ働くのなら、楽なところで働きたい

- 井崎 もう一つは、同じ働くのなら楽なところで働きたい。だから、飲食業は全滅です。運送業、建築業も同じ。だって、きつくてこき使われて、給料安いところにいくわけない。

だから、皆さんところにはますます来ない。そこを分かってほしい。人が欲しいのなら、労働環境を変えるしかない。変えない限りきてくれないんです、今後も。だから、つぶれるしかない。そして、労働環境を変えるためには、収益をあげるしかない。

当面は女性

- 井崎 すぐに収益があがらない、労働環境もすぐ変わらない、なら当面どうしたらいいか？

打つ手は簡単なんです。女性です。女性はまだ働きたいんです。もっといいところ、もっと給料の

高いところ。

冷たい言い方だけれど、売れなくてつぶれるんじゃない、人が来なくてつぶれますよ。

かの大手飲食業がつぶれたのも同じ理由です。そのところを分かって欲しい。

そして外国人

- 井崎 今のところ一番いいのは、女性です。それと外国人です。日本人は1,600円でも働かなくなってきたけれど、外国人はもっと安くても働きますよ、女性も同じ。女性と外国人です。

最大のテーマは計画的採用

- 井崎 そして、最大のテーマは、計画的に採用することなんです。新卒と中途採用とスカウトを計画的に組み込まないと、これから人は取れない。できるやつをはなから使うしかないでしょ。

もう頑張ったらなんとかなる時代は終わった。

売れなくてつぶれるんじゃない、働く人がいなくなってつぶれる。そこを分かっておかないと変わらないですよ。

- 高卒新人の入社研修を行っています。おもに業務説明や用語の統一などを教えています。ほかに教えれば良いことはありますか？

まずは就業規則

- 井崎 用語の統一とかは、素晴らしいね。でも、全然違う。いちばん最初に教えるべきは就業規則ですよ。

大手企業は就業規則だけ8時間もかけて教えている。だから、就業規則守ってるんですよ。皆さんところは渡して読んでおけ、でしょ。だから守らないんですよ。

教えないからできない

- 井崎 例えば、遅刻は事前に上司の承諾をえると書いてるんですよ。でも、それ教えているの？だからできないんですよ。

一番最初に教えないといけないのは就業規則ですよ、就業規則って憲法じゃないの、国で言う。もっとも大事なことを教えないでどうする。

次は服務規程

- 井崎 次は、服務規程。有給の取り方、遅刻の仕方。そして報告の仕方。「報告がない」というけれど、教えてないんですよ。この国の中小企業ほど何も教えない国はないよ。

大手はそこに時間をかける。報告の仕方、メモの仕方。皆さんは勝手にやれ、でしょ。中小企業は基礎的なことができ

ていないってよく言われるけれど、できないんじゃない、誰も教えていないからなんです。大手はそこからやるんですよ。

中小企業の欠点は、お客にとってあなたの会社にとって、もっとも大事なことが後回しになっている。もしくは自分でやれになっている。

次はクレーム、そしてトラブル

- 井崎 そしてその次が、クレームに関することを教育してください。「あいつ、新人だからな」じゃない。先に教えてください。

過去、クレームがあったことはすでに分かっているんですよ。それを先に教えるべき。そしてその次がトラブルです。トラブルは社内の問題のこと。

就業規則、服務規程、クレーム、そしてトラブル。これ以外は当分教えずにいい。

企業の成長・発展のためにはそこで働く従業員の成長、定着が必要不可欠です。従業員一人ひとりの能力を高めることで、よりよい商品開発やサービスの提供、ひいては作業効率も改善され、残業代も削減されるなど、多くのプラス面が期待できます。人材活用をする企業が使える助成金をご紹介します。

医療・介護等分野 従業員への研修で 経費半分 / 賃金800円h

キャリア形成促進助成金（成長分野等人材育成コース）は、対象業種で従業員に研修させた場合にももらえる助成金です。



対象業種は？

医療・介護、情報通信業が対象。健康や環境、農林漁業に関係する事業を行う建設業、製造業も対象。

Off-JT(職場外研修) が対象

Off-JT による研修（事業主自らが企画・実施するものか、教育訓練機関が実施するもの）で20時間以上あるものが対象。

例えばこんなものが対象

(例1)

介護事業を営む事業主の場合
⇒介護職員初任者研修の受講

(例2)

再生エネルギー事業を営む事業主の場合
⇒環境部門などの技術士試験に関する講座の受講

概要は？

厚生労働指定の一定の講座を、雇用保険被保険者の従業員に受講させた場合に支給。

看護師 / 栄養士 / 保育士など複数が対象

助産師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師・きゅう師、柔道整復師、美容師、理容師、測量士、電気工事士、建築士、海技士、水先人、航空機操縦士、航空整備士、保健師、調理師、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士(期間は1年以上3年以内)

費用1/2、賃金800円/hが助成

実施期間中に負担した従業員の賃金1時間あたり800円、かかった経費の2分の1が助成。ただし、講座の経費を全額従業員に負担させた場合は対象外。



従業員への専門実践研修 経費最大50万円 / 賃金800円h

キャリア形成促進助成金（中長期的キャリア形成コース）は、指定された講座を、従業員に受講させるともらえる助成金です。

若い従業員への研修で 経費半分 / 賃金800円h

キャリア形成促進助成金（若年人材育成コース）は、若年従業員に研修させた場合にももらえる助成金です。



対象となるのは年齢35歳未満

35歳未満かつ採用後5年以内で、雇用保険がかかっている従業員が対象です。

Off-JT(職場外訓練) が対象

対象となるのは、Off-JT による実施でかつ、時間が20時間以上ある研修です。一般的な教養といった内容のものは対象となりません。業務に必要な知識・技能を習得させる内容であるものが対象です。

例えばこんなものが対象

- 1年目の従業員なら
.....プレス加工基礎研修
- 2年目の従業員なら
.....金型図面の見方研修
- 3年目の従業員なら
.....溶接技能研修

従業員の自己啓発支援に 経費半分 / 賃金800円h

キャリア形成促進助成金（自発的職業能力開発コース）は、自己啓発する従業員の能力開発に要する費用と賃金がもらえる助成金です。



自己啓発に対する事業主の経費負担が要件

従業員の自己啓発に対し、事業主の経費負担と休暇制度をもうけ、それを就業規則等に盛り込むことが必要。

盛り込むだけでなく、もちろん経費負担や、その自己啓発に関しての休暇を与えることが必要です。また、この休暇は、年次有給休暇とはまた別に与える必要があります。

Off-JT(職場外研修) が対象

従業員が自発的に受けるものであって、教育訓練機関による研修が対象。

また、時間については、20時間以上が必要です。ただし、職業能力検定とキャリア・コンサルティングについては時間の要件はありません。

正社員に転換で 1人あたり60万円

キャリアアップ助成金（正規雇用等）は、非正規社員（パート・アルバイト・派遣社員）を正社員に転換したときに使えます。

明日から正社員



転換の態様に応じて、金額は異なる

- ・有期→正規：1人あたり60万円
- ・有期→無期：1人あたり30万円
- ・無期→正規：1人あたり30万円

※母子家庭の母等を転換等した場合など一定時に加算あり

一年度10人まで支給可能

一年度につき、15人までを上限に支給可能。有期から正規に15人転換した場合、900万円が支給される。ただし、有期から無期に転換した人のみならず、一年度につき、10人が上限。

6か月以上の雇用期間が必要

この支給の対象となる労働者は、6か月以上雇用期間があることが必要。

また、あらかじめ正規にすることを約したうえで有期契約で雇入れた場合は、支給の対象外。

概要は？

有期パートや無期パートを、勤務地限定正社員、職務限定正社員または短時間正社員（多様な正社員）に転換した場合に支給。

派遣労働者も対象。また多様な正社員から通常の正社員に、その逆に転換した場合も助成あり。

態様に応じ、一人あたり10万円から40万円支給

■有期パート	⇒ 多様な正社員	40万円
■無期パート	⇒ 多様な正社員	10万円
■多様な正社員	⇒ 正社員	20万円
■正社員	⇒ 多様な正社員、新規雇入れ	20万円



※派遣労働者の場合、母子家庭の母等、新規にこの制度を始めた場合、さらに上乗せあり

勤務地・職務限定・短時間正社員等への 転換で、最大40万円/人

キャリアアップ助成金（多様な正社員コース）は、有期労働者等を一定の正社員に転換した場合に助成が受けられます。

パート等への研修で、 経費30万円、賃金800円/h

キャリアアップ助成金（人材育成コース）は、非正社員（パート・アルバイト・派遣社員）を教育するとき使える助成金です。

概要は？

雇用するまたは新たに雇い入れる

- ・有期契約労働者
- ・無期雇用労働者

などに対し、職業訓練を行った場合に支給

一般職業 / 有期実習型訓練が対象

- ・一般職業訓練
⇒ Off-JT

※Off-JTとは講習会や研修会を開き、職場内では習得できない知識や技術を教育すること

- ・有期実習型訓練
⇒「ジョブ・カード」を活用したOff-JTと職場内訓練を組み合わせた3か月～6か月の職業訓練

費用30万 / 賃金800円(h)が助成

- ・賃金助成
1人1時間あたり800円
- ・経費助成
1人あたり30万円上限

※実施時間数100時間以上
200時間未満は上限20万円、
200時間以上は上限30万円

週25時間未満パートを週 30時間以上で10万円/人

キャリアアップ助成金（短時間労働者の週所定時間延長コース）は、パート等の勤務時間延長でもらえる助成金です。

概要は？

週所定労働時間25時間未満の有期契約労働者等を週所定労働時間30時間以上に延長した場合に支給

社会保険が適用になることに注意

30時間以上というのは、厚生年金・健康保険といった社会保険が適用になるライン。ただ労働時間が延長になるだけでなく、社会保険料が増加することに注意を。

一年度10人まで

上の「多様な正社員コース」とあわせて、一年度10人までの人数制限あり。



厚生労働省「平成 26 年度能力開発基本調査」から、人材活用に関する興味深いデータを集めてみました。

72.4%

正社員にOFF-JT (職場外研修)をした事業所

電気・ガス等では 95.1%、金融業・保険業では 89.2%。低いのは、生活関連サービス業・娯楽業で 60.1%。宿泊業・飲食サービス業で 63.1%。

34.0%

正社員以外にOFF-JT (職場外研修)をした事業所

金融業・保険業では 68.6%、複合サービス業 66.6%と高く、情報通信業 17.0%、製造業 23.3%、建設業 24.3%と低い。

75.9%

人材育成に問題があると 答えた事業所

その理由は、「指導する人材不足」「時間がない」「育成しても辞めてしまう」「人材が集まらない」「お金がない」の答えが続く。

返さなくていいお金、それが助成金です。

助成金とは、要件に該当すればもらえるお金で、金融機関からの融資とは異なり、返済不要のお金です。返済も利息もない代わりに、事前に書類の提出が必要でやや手間がかかるように思われますが、手順を踏んでいけば、そう難しい手続きではありません。

今回は、人材育成のための「キャリア形成促進助成金」と「キャリアアップ助成金」のうち、いくつかのコースをご紹介します。1人あたり1年度まで3コース活用でき、フルに使えば、事業主に最大500万円まで支給されます。

左の数字で見ると、この二つの助成金の認知度は非常に低いです。一方で、ほとんどの事業所で従業員に研修をしています。

どうせなら、この助成金をうまく使って人材育成をしませんか？



お問い合わせは
社会保険労務士法人
axis

2.8%

キャリアアップ助成金(人材 育成コース)利用状況

平成 25 年度に、今月号で紹介したキャリアアップ助成金(人材育成コース)を利用したと回答のあった事業所は、たったのこれだけ。かなりもったいないです。

54.0%

キャリアアップ助成金(人材 育成コース)を知らない

知らないと回答した事業所がこの数字。知っているけど、使わないという事業所は、「手続きが面倒」「制度が分かりにくい」という理由。そんな事業所はアクシスまでどうぞ。

3.0%

キャリア形成促進助成金の 利用状況

平成 25 年度に利用したと回答した事業所の数字。平成 24 年度以前に利用した事業所は 3.4%。どうせ従業員に研修するのなら、助成金をもらって研修を。

83.8%

技能継承の取り組みをして いる事業所

取り組みの内容は、割合が高い順に「退職者の中から選抜して雇用延長、再雇用して指導者に活用」「中途採用を増やす」「新卒の採用を増やす」「技能継承のための特別な訓練により伝承している」と続く。

43.3%

自己啓発を行った正社員

これに対して正社員以外は、16.4%。「テレビ、インターネット等による学習」「社内の自主的な勉強会に参加」「民間教育訓練機関の講習会、セミナーに参加」といった内容で自己啓発している。

78.4%

自己啓発に問題があるとす る正社員

「仕事が忙しくて自己啓発の余裕がない」「費用がかかりすぎる」といった理由をあげる。正社員以外では、70.0%が自己啓発に問題があると回答した。費用の問題は助成金で解決を。



助成金をもらうためには、研修を行う前に、まず事前の計画を提出しておくことがもっとも大きなポイントです。

研修がすんでから計画をだすのでは、助成金はありません。このほかにも、各コースごとにいくつかの要件があるなど、気を付けるべき点があります。

興味のある場合は、社会保険労務士法人アクシスまで、個別にご相談ください。

お仕事リスト 5月



001 住民税の改定対応



住民税額が変更します

住民税の徴収方法を特別徴収で選択している事業者へ、新年度の特別徴収税額の通知が今月中に到着します。今月の給与計算を終えた後、給与計算ソフトを利用している場合には、住民税額の変更をしておきましょう。



002 自動車税 軽自動車税 の納付



納期限までに納めましょう

4月1日現在、自動車、軽自動車を保有している場合には、自動車税または軽自動車税が課税されます。納付は各自へ到達される納付書で、5月31日までに納付しなければなりません。保有車両の排気量や用途などにより税額が異なりますが、一部グリーン化税制により税が軽減される場合もあります。



003 夏季賞与検討 情報収集



夏季賞与の準備をしましょう

夏季賞与を支給する場合には、賞与の支給額を決めるための準備が必要です。業績や勤務成績などの情報を整理し、人事評価資料の配布などを行いましょ



004 協会けんぽによる 被扶養者資格の再 確認



被扶養者資格の再確認をしましょう

健康保険を協会けんぽで加入されている事業者にあつては、昨年同様、協会けんぽによる被扶養者資格の再確認が実施される見込みです。



005 障害者雇用納付金 の申告・納付



該当する場合は申告しましょう

平成27年4月から平成28年3月までの12ヶ月のうち、常時雇用している労働者数が100人を超える月が5ヶ月以上ある場合、事業主は、平成28年4月1日から5月16日までの間に、申告・納付しなければなりません。今回の申告より、常時雇用している労働者数が100人を超え、200人以下の場合も申告が必要となりました。新たに該当される事業主の方は注意が必要です。



006 夏に向けての準備



夏に向けて準備しましょう

春の陽気から夏の暑さへと季節も移り変わりをむかえます。それぞれ早めの準備をしましょう。

- ◆冷房器具などの点検
- ◆衣替えの準備
- ◆暑中見舞い、お中元の準備
- ◆秋から年末にかけての社内行事(慰安旅行や忘年会)の企画準備



007 健康診断の実施



健康診断の実施と報告書の提出をしましょう

春の定期健康診断を実施する事業者は、医師・診療機関との最終確認、受診もれ者、追加者がいないかの確認をしましょう。当日、やむを得ない事情で受診できない社員は、医師・診療機関へ後日の受診ができるかどうかの確認をし、受診を促します。

なお、事業所単位において常時50名以上の労働者を雇用している場合は、「定期健康診断結果報告書」を所轄の労働基準監督署に遅滞なく提出します。

2016年

5月



お仕事カレンダー

Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat	Sun
						1 先負 【休み】
2 仏滅 ●2月決算法人の確定申告・8月決算法人の中間申告(税・県・市) ●公共法人等の道府県民税及び市町村民税均等割の申告期限	3 大安 【憲法記念日】 【休み】	4 赤口 【みどりの日】 【休み】	5 先勝 【こどもの日】 【休み】	6 友引 ●【無料】 人事労務相談会	7 仏滅 【終日営業】	8 大安 【休み】
9 赤口	10 先勝 ●一括有期事業開始届(概算保険料160万円未満・請負金額18,000万円未満の工事)(基) ●源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付(郵・銀)	11 友引 ●18:00-21:00 第5期徳島元気塾	12 先負	13 仏滅 ●【無料】 年金相談会	14 大安 【終日営業】	15 赤口 【休み】
16 先勝	17 友引	18 先負	19 仏滅	20 大安 ●【無料】 人事労務相談会 ●【無料】 助成金対策セミナー	21 赤口 【休み】	22 先勝 【休み】
23 友引	24 先負	25 仏滅	26 大安 ●19:00-21:00 経営研究会	27 赤口 ●【無料】 年金相談会	28 先勝 【終日営業】	29 友引 【休み】
30 先負	31 仏滅 ●健保・厚年の保険料納付(郵・銀) ●健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(年・職) ●自動車税の納付(県)・軽自動車税の納付(市町村) ●3月決算法人の確定申告・9月決算法人の中間申告(税・県・市) ●確定申告税額の延納届出による延納税額の納付(税) ●個人の道府県民税及び市町村民税の特別徴収税額の通知 (1)通知方法・・・特別徴収義務者経由、納税義務者へ通知 (2)通知期限・・・5月31日					

開催セミナー

axis
税理士法人アクシス

開催場所 〒770-0051 徳島市北島田町 1丁目 3-3
税理士法人アクシス 徳島本社
TEL 088-631-8119 FAX 088-632-6543

経営

5/11(水)

18:00-21:00

徳島元気塾

大競争時代に突入した今、経営者はどう考え、どう動けばいいの。商品政策は？財務対策は？組織対策は？経営本来の原点に戻り、あらゆる角度から経営の「原理原則」を解説します。

講師:革真塾チーフコンサルタント 井崎 貴富

労務

5/20(金)

10:30-11:30

助成金対策セミナー

知らないと損します！
返さなくていいお金。それが助成金です。
制度のしくみをしっかり聞いて、上手に活用しましょう。

担当:社会保険労務士法人アクシス
代表社員 社会保険労務士 樫葉 稔

労務

5/6(金)・5/20(金)

事前にお時間をご予約ください

人事労務無料相談会

就業規則のご相談や、社会保険に関する事など、人事労務に関する事をご相談ください。
毎月第1・3金曜開催。

担当:社会保険労務士法人アクシス
代表社員 社会保険労務士 樫葉 稔

年金

5/13(金)・5/27(金)

事前にお時間をご予約ください

年金無料相談会

年金裁定請求書の書き方、障害年金の請求手続きの方法や、年金額のシミュレーションなど、年金給付に関するあらゆる疑問にお答えします。
毎月第2・4金曜開催。

担当:社会保険労務士法人アクシス
社会保険労務士 山本 江美子

経営

4/28(木)・5/26(木)

経営研究会

経営者の皆さまにお集まりいただき、業種を超えて、交流・意見交換を行います。
毎月第4木曜開催。

担当:税理士法人アクシス
代表社員 税理士 川人 洋一

お申込み



HP <http://www.m-staff.com/>



Mail ms@m-staff.com



TEL 088-631-8119



FAX 088-632-6543

希望日時、会社名、
参加者名を明記して
お申込みください。